

**青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 17 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例**

青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める
条例（平成 26 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るた
め、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所
の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等
を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における
安全に関する指導、職員の研修および訓練その他放課後児童健全育成事
業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安
全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じな
ければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知す

るとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画にもとづく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等にかかる経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。